

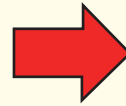
日光市指定文化財所有者のための手引き

～大切な文化財を守っていくために～

指定文化財 こんな場合はどうするの？

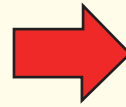
「変更」に関すること

相続して所有者が変わった
指定文化財を譲り受けた



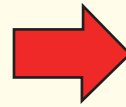
「所有者変更届」
3 ページへ

氏名や名称が変わった



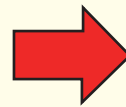
「所有者氏名変更届」
4 ページへ

引っ越しして住所が変わった



「所有者住所変更届」
4 ページへ

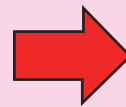
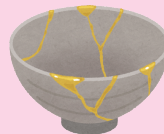
資料館への寄託等で、指定
文化財の所在場所が変わる



「所在の場所の変更届」
5 ページへ

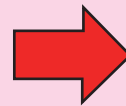
「修理」「事件」「事故」等に関すること

所有している指定文化財を
修理する



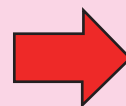
「修理届」
6 ページへ

指定文化財が自然災害により
損傷した



「滅失等届」
7 ページへ

指定文化財が盗まれた



「滅失等届」
7 ページへ

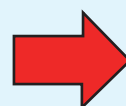
指定書を紛失した



「指定書
再交付申請書」
8 ページへ

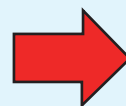
「管理」に関すること

長期間海外に滞在するので、
管理を人に任せたい



「管理責任者選任届」
9 ページへ

管理責任者を解任したい



「管理責任者解任届」
10 ページへ

1. 変更に関すること

●所有者が変更になったとき

(日光市文化財保護条例施行規則第8条)

相続や寄贈、売買等により指定文化財を取得した場合、新所有者は、指定文化財の取得後に速やかに指定書を添えて「**所有者変更届**」(様式第14号)を提出する必要があります。

所有者が変更になる場合は、所有者変更届の届出が必要な旨を、必ず新所有者にお伝えください。

また、新所有者は、取得した文化財に関し、条例に基づき旧所有者の権利と義務を承継することをよくご理解ください。



注意

所有者の変更が生じた場合は、必ず指定文化財とともに指定書を新所有者に渡してください。

様式第14号(第8条関係)

年 月 日

日光市教育委員会 様

住所

氏名

所有者変更届

次のとおり所有者が変更したので指定書を添えて届出します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 指定文化財の所在の場所
- 4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 変更新年月日
- 7 変更の事由
- 8 その他参考事項

●所有者や管理責任者の氏名・名称・住所が変更になったとき

(日光市文化財保護条例施行規則第8条)

商号変更や引っ越しなどにより、所有者や管理責任者の氏名もしくは名称や住所が変更になった場合は、速やかに指定書を添えて「**所有者（管理責任者）氏名（名称）（住所）変更届**」（様式第15号）を提出してください。



注意

届出にあたっては、商業法人登録事項証明書や住民票の記載事項と一致するかどうかを必ず確認してください。

様式第15号（第8条関係）

年 月 日

日光市教育委員会 様

住所

氏名

所有者（管理責任者）氏名（名称）（住所）変更届

次のとおり変更したので届出します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 指定文化財の所在の場所
- 4 所有者（管理責任者）の変更した氏名（名称）
- 5 所有者（管理責任者）の変更した住所
- 6 変更年月日
- 7 変更事由

注：変更が所有者の場合は指定書を添付すること

● 指定文化財の所在の場所を変更するとき

(日光市文化財保護条例施行規則第 10 条・11 条)

日光市歴史民俗資料館への寄託に伴う異動など、指定文化財の所在場所を変更する場合は、あらかじめ「**所在の場所の変更届**」(様式第 17 号)を提出してください。

ただし、以下の場合は例外的に所在の場所の変更届の届出は必要ありません。詳しくは日光市文化財課(0288-25-3200)にお問い合わせください。

届出が不要な例

- 補助金の交付を受けて行う管理又は修理を行うため所在の場所を変更しようとするとき。
- 管理又は修理に関する勧告を受けて行う措置のため所在の場所を変更しようとするとき。
- 許可又は届出をして行う現状変更等のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 勧告を受けて行う出品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。

注意

火災、震災、風水害等の災害のために所在の場所を変更したときは、変更後すみやかに届出を行ってください。

様式第 17 号(第 10 条、11 条関係)

年 月 日

日光市教育委員会 様

住所

氏名

所在の場所の変更届

次のとおり所在の場所の変更について届出します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 現在の所在の場所
- 5 変更後の所在の場所
- 6 変更新月日
- 7 変更事由
- 8 その他参考事項

2. 修理に関すること

● 指定文化財の修理を行うとき（日光市文化財保護条例施行規則第 16 条）

文化財は、紙や絹、木材等からできたデリケートなものが多くあります。修理を行う場合、指定文化財を傷つけないよう注意しましょう。

指定文化財を修理しようとする場合は、必ず日光市教育委員会に相談した上で、一定の知識や技量を持った修理技術者に任せるようにしましょう。

修理の準備ができたなら、修理を行う前にあらかじめ「**修理届**」（様式第 21 号）を提出してください。

届出が不要な例

- 補助金の交付を受けて修理を行うとき。
- 修理に関する勧告を受けて修理を行うとき。
- 許可又は届出をして行う現状変更等による修理を行うとき。

注意

修理の際には、事前に市教育委員会に相談しましょう。

様式第 21 号（第 16 条関係）

年 月 日

日光市教育委員会 様

住所
氏名

修理届

次のとおり修理を行いたいので届出します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
- 5 修理を必要とする理由
- 6 修理の内容及び実施の方法
- 7 修理を行う場所
- 8 修理の着手及び終了の予定時期
- 9 その他参考事項
 - （1）設計仕様書
 - （2）修理を行う箇所の写真又は見取図

3. 滅失、毀損、盗難などに関すること

● 指定文化財が滅失、毀損、亡失、盗み取られたとき

(日光市文化財保護条例施行規則第9条)

指定文化財の所有者は、放火や盗難などの人的被害や水害、虫害、地震等の自然災害から指定文化財を護らなければなりません。

万一、地震などの災害によって指定文化財が毀損等した場合は、すみやかに日光市教育委員会に連絡相談し、適切な応急措置をとるようにしましょう。

毀損等の事実を発見したら、すみやかに「**滅失等届**」(様式第16号)を提出してください。



注意

管理に不安を感じている場合は、日光市歴史民俗資料館に寄託するなど、適切な方法で管理するようにしましょう。

様式第16号(第9条関係)

年 月 日

日光市教育委員会 様

住所

氏名

滅失等届

次のとおり滅失(毀損)(亡失)(盗難)したので届出します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
- 5 滅失、毀損、亡失又は盗難の事実の生じた日及び場所
- 6 滅失、毀損、亡失又は盗難の事実の生じた当時における管理の状況
- 7 滅失、毀損の原因及びき損の場合はその箇所及び程度
- 8 滅失、毀損の事実を知った後にとられた措置
- 9 毀損にあつては写真または見取図を添えるものとする
- 10 その他参考事項

● 指定書を紛失などしたとき

(日光市文化財保護条例施行規則第 6 条)

万一、指定時に交付を受けた指定書を紛失などした場合は、指定文化財の保管場所やその他思い当たる場所を十分探しましょう。

それでも見つからない場合は、日光市教育委員会に事情を説明した後、「**指定書再交付申請書**」(様式第 9 号)により指定書の再交付を受けましょう。



注意

再交付申請をした後、指定書が発見されることがないよう十分搜しましょう。

様式第 9 号 (第 6 条関係)

年 月 日

日光市教育委員会 様

住所

氏名

指定書再交付申請書

次の指定書を滅失(き損)(亡失)(盗難)したので再交付申請します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 滅失(き損、亡失、盗難)の年月日及び場所
- 4 その他参考事項(盗難届の証明等)

4. 管理に関すること

● 管理責任者を選任または解任したとき

(日光市文化財保護条例施行規則第7条)

指定文化財の管理は、基本的に所有者が行います。

しかし、海外旅行等で長期間不在にするなど、所有者に特別な事情がある場合、代わりに「管理責任者」を選任して、指定文化財の管理を任せることができます。

管理責任者を選任（解任）した場合は、選任（解任）後すみやかに「**管理責任者選任届**」（様式第12号）または「**管理責任者解任届**」（様式第13号）を提出してください。

管理責任者を変更した場合も、**変更の届出**（様式第15号）が必要です。



様式第12号（第7条関係）

年 月 日

日光市教育委員会 様

住所
氏名

管理責任者選任届

次のとおり管理責任者を選任したので提出します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者の氏名及び住所
- 5 選任の年月日
- 6 選任の事由
- 7 その他参考事項

【管理責任者解任届は次のページ】

様式第 13 号（第 7 条関係）

年 月 日

日光市教育委員会 様

住所

氏名

管理責任者解任届

次のとおり管理責任者を解任したので届出します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 解任管理責任者の氏名及び住所
- 5 選任の年月日
- 6 解任の年月日
- 7 解任の事由
- 8 その他参考事項